

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○道路の区域変更（8件）（道路課）	1
○車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定（"）	2
○車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び当該道路の通行方法の定め（"）	3
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	3
◎高知県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則	4
◎高知県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則	5
高知県公安委員会告示	
◎告示（警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示）の一部改正	5

## 告 示

### 高知県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成26年3月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 前浜植野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市前浜字中屋敷478番1から 南国市前浜字鳥喰841番1まで	A	5.2	268
		6.9	
前			

南国市前浜字鳥喰841番1	B	5.6	1
南国市前浜字鳥喰841番1	後	5.6	1

### 高知県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成26年3月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 南国インター
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市浜改田字ムセガ元1281番1から 南国市浜改田字本邑570番5まで	前	2.7	257
		13.0	
南国市浜改田字ムセガ元1281番1	B	11.1	1
南国市浜改田字ムセガ元1281番1	後	11.1	1

### 高知県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成26年3月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 南国インター
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
南国市左右山字スミデン85番7から 南国市左右山下穴田165番15まで	前	A	6.2	147
		B	7.7	198
	後	27.8	27.8	198

### 高知県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成26年3月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 仁井田竹中
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
南国市片山字辻1671番1から 南国市片山字辻1899番21まで	前	A	3.4	206
		12.9		
南国市片山字辻1671番1から 南国市大埔字小山乙3469番まで	B	12.5	247	
		12.9		
南国市片山字辻1671				

番1から 南国市大桶字小山乙 3469番まで	後	12.5 }	247
		12.9	

**高知県告示第206号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年3月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栗山大津
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市十市字芦ヶ端 2708番1から 南国市十市字上浜田 2678番1まで	A	8.3 }	146
		16.5	
南国市十市字上浜田 2678番1	B	9.9	1
南国市十市字上浜田 2678番1	後	9.9	1

**高知県告示第207号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年3月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重倉笠ノ川
- 3 道路の区域

区 間	変更前	敷地の幅員	延 長
-----	-----	-------	-----

	後の別	(メートル)	(メートル)
南国市八京字赤休場 73番1から 南国市八京字馬メグリ 49番1まで	A	3.2 }	147
		12.3	
南国市八京字赤休場 74番1から 南国市八京字馬メグリ 49番4まで	B	13.8 }	106
		38.3	
南国市八京字赤休場 74番1から 南国市八京字馬メグリ 49番4まで	後	13.8 }	106
		38.3	

**高知県告示第208号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年3月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重倉笠ノ川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市岡豊町笠ノ川 字釜ヶ谷1307番1から 南国市岡豊町笠ノ川 字釜ヶ谷1310番11まで	A	3.6 }	93
		14.0	
	B	9.2 }	71
		14.3	
	後	9.2 }	71
		14.3	

**高知県告示第209号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年3月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重倉笠ノ川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市白木谷字十二 所1494番6から 南国市白木谷字東中 平827番1まで	A	3.0 }	340
		9.0	
南国市白木谷字東中 平827番4から 南国市白木谷字柳ガ 平780番まで	B	2.6 }	224
		6.5	
南国市白木谷字十二 所1494番6から 南国市白木谷字柳ガ 平780番まで	C	8.8 }	573
		12.0	
南国市白木谷字十二 所1494番6から 南国市白木谷字柳ガ 平780番まで	後	8.8 }	573
		12.0	

**高知県告示第210号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じて最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道321号	四万十市不破字巾着島2052番21地先から 土佐清水市旭町549番まで

国道439号	吾川郡いの町下八川字弘瀬甲586番1地先から 吾川郡仁淀川町川口字イチ井ノキ谷40番1地先まで
県道宿毛城辺	宿毛市宿毛字新塩田3824番1地先から 宿毛市宇須々木字ミノノ183番1まで
県道春野赤岡	高知市春野町仁ノ字中洲3837番2から 高知市長浜字西並松6596番5まで
	高知市仁井田字西ノ野220番8から 高知市仁井田字火除643番1まで
県道高知南環状	吾川郡いの町字砂森4210番9地先から 吾川郡いの町八田字山崎2814番口地先まで
県道高知土佐	吾川郡いの町天王南一丁目6番1地先から 土佐市高岡町字新家丁4番2地先まで
県道土佐伊野	土佐市高岡町字上森島甲2044番2から 土佐市高岡町字新家丁4番2地先まで
	吾川郡いの町大内字ソエ85番1地先から 吾川郡いの町波川字ヲヤバタケ1906番1地先まで
県道新居中島	土佐市新居字夷堂164番22地先から 土佐市中島字是吉10番3まで
県道野見港	須崎市桐間南21番から 須崎市西崎町324番まで
県道須崎停車場	須崎市港町10番から 須崎市栄町18番1まで
県道片島港	宿毛市宿毛字大車田1336番6地先から 宿毛市片島493番地先まで
県道高知東インター	南国市稲生字馬洗2479番1から 高知市介良字スギハラ甲716番1まで

2 指定する期日

平成26年4月1日

**高知県告示第211号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成26年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道321号	四万十市不破字巾着島2052番21地先から 土佐清水市旭町549番まで
国道439号	吾川郡いの町下八川字弘瀬甲586番1地先から 吾川郡仁淀川町川口字イチ井ノキ谷40番1地先まで
県道宿毛城辺	宿毛市宿毛字新塩田3824番1地先から 宿毛市宇須々木字ミノノ183番1まで
県道高知空港線	香南市吉川町吉原字西大境2985番から 南国市物部字高川原622番1まで
県道春野赤岡	高知市春野町仁ノ字中洲3837番2から 高知市長浜字若宮6598番1まで
	南国市前浜字鳥喰840番1から 香南市吉川町吉原字西大境2985番まで
県道高知南環状	吾川郡いの町字砂森4210番9地先から 吾川郡いの町八田字山崎2814番口地先まで
県道高知土佐	吾川郡いの町天王南一丁目6番1地先から 土佐市高岡町字新家丁4番2地先まで
県道土佐伊野	土佐市高岡町字上森島甲2044番2から 土佐市高岡町字新家丁4番2地先まで
県道新居中島	土佐市新居字夷堂164番22地先から

	土佐市中島字是吉10番3まで
県道野見港	須崎市桐間南21番から 須崎市西崎町324番まで
県道須崎停車場	須崎市港町10番から 須崎市栄町18番1まで
県道高知東インター	南国市稲生字馬洗2479番1から 高知市介良字スギハラ甲716番1まで

2 指定する期日

平成26年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上及び縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上及び縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

-----  
**公安委員会規則**  
-----

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

**高知県公安委員会規則第3号****高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「いの署長」を「土佐署長（当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）優良運転者（法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者をいう。）又は高齢者講習終了者（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を受講し、規則第38条第15項の規定により高齢者講習終了証明書の交付を受けた者をいう。）による法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請 高知、高知南、高知東及び土佐の各署長（高知東署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合を除き、土佐署長にあっては当該警察署の分庁舎で受け付ける場合に限る。）

第1条第2項中「高知、高知南又はいの各警察署の管轄区域内」を「高知市内」に改め、「（高知又は高知南の各警察署の管轄区域内に住所を有する者にあっては、第3号及び第8号から第11号までに掲げる申請及び届出を除く。）」及び第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「（優良運転者による申請を除く。）」を削り、同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、第8号から第11号までを削り、第12号を第7号とする。

第15条の2第3項及び第4項中「又は高知南」を「、高知南又は高知東」に、「行う場合」を「行う場合（高知東署長にあっては、当該警察署の分庁舎で受け付けるときを除く。）」に改める。

第18条の4中「交付は、」を「交付は、当該申請を受け付けた」に、「を含み、高知、高知南及びいの各警察署を除く」を「を含む」に改める。

別表第2 国道55号の項中「香南市香我美町徳王子字花宴399番1地先」を「香南市野市町東野字ツノ丸1134番1地先」に改め、同表国道321号の項中「土佐清水市旭町435番」を「四万十市不破字巾着島2052番21地先」に改め、同表中

国道381号	高岡郡四万十町東町138番13から高岡郡四万十町大井野字春日田707番地先まで
--------	---

国道381号	高岡郡四万十町東町138番13から高岡郡四万十町大井野字春日田707番地先まで
国道439号	吾川郡いの町下八川字弘瀬甲586番1地先から吾川郡仁淀川町川口字イチ井ノキ谷40番1地先まで

」に改め、同表県道春野赤岡の項中「高知市長浜字東並松6018番4地先から南国市前浜字鳥喰840番2地まで」を「高知市春野町仁ノ字中洲3837番2から香南市吉川町吉原字西大境2985番まで」に改め、同表県道高知南環状の項中「吾川郡いの町字砂森4195番13」を「吾川郡いの町八田字山崎2814番0地先」に改め、同表県道高知土佐の項中「吾川郡いの町天王南一丁目6番1地先」を「土佐市高岡町字新家丁4番2地先」に改め、同表中

県道山北岸本停車場	香南市香我美町徳王子字野分1594番4地先から香南市香我美町岸本字ヌノ丸322番6まで
-----------	---

県道山北岸本停車場	香南市香我美町徳王子字野分1594番4地先から香南市香我美町岸本字ヌノ丸322番6まで
県道高知空港	香南市吉川町吉原字西大境2985番から南国市物部字高川原622番1まで

県道南国伊野	南国市領石字鳥首41番9から南国市植野字カジャシキ216番まで
--------	---------------------------------

県道南国伊野	南国市領石字鳥首41番9から南国市植野字カジャシキ216番まで
県道高知東インター	南国市稲生字馬洗2479番1から高知市介良字スギハラ甲716番1まで

県道土佐伊野	吾川郡いの町大内字ソエ84番7から吾川郡いの町波川字一ノマト662番2まで
--------	---------------------------------------

県道土佐伊野	土佐市高岡町字上森島甲2044番2から土佐市高岡町字新家丁4番2地先まで
--------	--------------------------------------

	吾川郡いの町大内字ソエ84番7から吾川郡いの町波川字一ノマト662番2まで
県道新居中島	土佐市新居字夷堂164番22地先から土佐市中島字是吉10番3まで
県道野見港	須崎市桐間南21番から須崎市西崎町324番まで

」に改め、同表県道須崎停車場の項中「須崎市泉町3番1地先」を「須崎市港町10番」に改め、同表中

県道土佐清水宿毛	宿毛市平田町戸内字曾我ノ前3538番地先から宿毛市平田町戸内字西師高瀬1672番7まで
----------	---

県道土佐清水宿毛	宿毛市平田町戸内字曾我ノ前3538番地先から宿毛市平田町戸内字西師高瀬1672番7まで
県道宿毛城辺	宿毛市宿毛字新塩田3824番1地先から宿毛市宇須々木字ミソノ183番1まで

」に改める。

別記様式第22号中「第117条の2第1号の2」を「第117条の2第3号」に、「第117条の4第1項第2号」を「第117条の2の2第1号」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

**高知県公安委員会規則第4号**

**高知県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則**

高知県警察署協議会運営規則（平成13年高知県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「定めるところによる」を「定めるところとする」に改める。

第7条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「別に」を削る。

別表中

高知県高知南警察署協議会	10人
--------------	-----

を「

高知県高知南警察署協議会	10人
--------------	-----

高知県高知東警察署協議会	10人
--------------	-----

」に改め、同表高知県南国警察署協議会の項中「7人」を「5人」に改め、同表高知県本山警察署協議会の項及び高知県の警察署協議会の項を削り、同表高知県土佐警察署協議会の項中「7人」を「10人」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県警察署協議会運営規則（以下「旧規則」という。）別表の高知県本山警察署協議会（以下「従前の高知県本山警察署協議会」という。）の委員である者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）においてこの規則による改正後の高知県警察署協議会運営規則（以下「新規則」という。）第3条の規定により新規別表の高知県高知東警察署協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる同表の高知県高知東警察署協議会の委員の任期は、施行日における従前の高知県本山警察署協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- この規則の施行の際現に旧規則別表の高知県の警察署協議会（以下「従前の高知県の警察署協議会」という。）の委員である者は、施行日において新規別表の高知県土佐警察署協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる同表の高知県土佐警察署協議会の委員の任期は、施行日における従前の高知県の警察署協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- この規則の施行の際現に旧規則別表の各警察署協議会（以下この項において「従前の各警察署協議会」という。）の委員である者のうち、施行日において自らの住所地を管轄する警察署が変更となる者（従前の高知県本山警察署協議会及び従前の高知県の警察署協議会の委員を除く。）は、施行日において新規別表第3条の規定により施行日から自らの住所地を管轄するこ

ととなる警察署に置かれている新規別表の各警察署協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる同表の各警察署協議会の委員の任期は、施行日における従前の各警察署協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

5 新規別表の規定にかかわらず、附則第3項の規定により従前の高知県の警察署協議会の委員が同表の高知県土佐警察署協議会の委員である間は、同表高知県土佐警察署協議会の項中「10人」とあるのは、「11人」とする。

高知県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

**高知県公安委員会規則第5号**

**高知県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則**

高知県公安委員会公文書管理規則（平成14年高知県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

- 第1条中「について」を「に関し」に改める。
- 第2条中「公安委員会補佐室」を「公安委員会事務室」に改める。
- 第3条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第1号中「必要と」を「必要であると」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に、「必要と」を「必要であると」に改める。
- 第4条第1項中「公安委員会補佐室長」を「公安委員会事務室長」に改める。
- 第5条第1項中「公文書管理責任者」を「前条に規定する公文書管理責任者（以下「公文書管理責任者」という。）」に改める。
- 第6条第1項中「公文書分類表」を「公文書分類表（以下「公文書分類表」という。）」に改め、同条第2項中「必要と」を「必要があると」に、「その改定」を「、その改定」に改める。
- 第7条第2項中「に規定する」を「に掲げる」に改める。
- 第8条第2項中「利用できる」を「利用することができる」に改め、同条第3項中「適当な」を「適当である」に改める。
- 第9条の表中「に規定する」を「に掲げる」に改める。
- 第10条中「適当な」を「適当である」に改める。
- 第11条中「必要と」を「必要があると」に改める。
- 第12条第1項中「については、」を「については、当該」に改め、同条第2項中「廃棄に」を「前項の規定により公文書を廃棄するに」に、「散逸等のないよう」を「散逸等がないよう」に、「廃棄した公文書」を「当該廃棄した公文書」に、「、廃棄した年月日」を「及び廃棄した年月日」に改める。

第13条第2項中「、廃棄する」を「、当該廃棄する」に改める。

第14条第1項中「公文書ファイル管理簿」を「公文書ファイル管理簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）」に改める。

第15条中「公安委員会補佐室以外」を「公安委員会事務室に置かれる警察職員以外」に改める。

第16条中「別に」を「特別の」に改める。

第17条の見出し中「公文書管理規則等」を「高知県公安委員会公文書管理規則等」に改め、同条中「公文書目録を」を「公文書目録は、」に改める。

第18条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「施行のため」を「施行に関し」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**公安委員会告示**

**高知県公安委員会告示第5号**

昭和29年7月高知県公安委員会告示第1号（警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月28日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

「393円」を「400円を基準」に、「事由のある」を「事由がある」に、「1食500円」を「、1食500円」に改める。